

16-18 世紀法学文献コレクション

——法学文献社会学の対象として——

勝 田 有 恒

このコレクションは、去る 1981 年 (昭 56) に百年募金購入図書 (法学部門) として購入され社会科学古典資料センターに収蔵されている。その中味は、法学博士学位請求論文 (Dissertation inauguales) 17, 186 点および法学関係単行論文 (Traktat) 487 点を、四つ折版 (Quarto) 616 巻に装丁した可成大きなコレクションである。このコレクションは、特定の学者や収集家によって収蔵されていた文庫でもなく、また特定の研究領域の関連文献・資料を収集したものでもない。非常に特殊なコレクションである。その特徴は、ヨーロッパ大陸における中世イタリア法学の普及と発展の結果生み出された法学文献タイプのうちの 2 つを集中的に収集したものであって、ヨーロッパ大陸法学の発展過程に関する重要な資料群とみることができるが、とくに法学学位請求論文は、旧ドイツ領域が作り出した特別な法学文献の類型である。

15 世紀中葉以降、大学で法律学 (ローマ法・教会法) を修得した法学識者の進出に伴って、ドイツ (神聖ローマ帝国) においては、ローマ法継受現象 (Rezeption) が漸進的に進行してゆくが、その継受の対象は、12 世紀から 14 世紀にかけてイタリアの法学者によって完成された中世イタリア法学の方法および法学説であった。それはイタリア学風 (mos italicus) と呼ばれるもので、ユスチニアヌス法典 (Digestum vetus, Infortiatum, Digestum novum, Codex, Volumen) (後の Corpus iuris civilis) の釈義を行うものであり、今日の法解釈学 Rechtsdogmatik の原型に相当するともいえるのであるが、法文の釈義といっても、それは極めてスコラ的なリゴリスティックなもので、16 世紀のグリバルドス (M. Gribaldus Mopha) の要約によっても次の 8 段階からなり立っている (De methodo ac ratione studendi libri tres, 1541), すなわち「(1) 序言し Praemitto, (2) 分析し (scindo), (3) 要約し (summo), (4) 事案を構成し (casum figuro), (5) 精読し (perlego), (6) 理由を示し (論証し) (do causas), (7) 註釈を付し (connoto), (8) 反論する (objicio)」ことによって一つの原典法文の註釈や註解が終了する。大学におけるこのような註釈すなわち講義の方法が 16 世紀にはドイツの法学教育に定着していたのであるが、12 世紀以降上記の釈義手続の各段階ごとに、法律学文献の諸類

型が分化し形成されている。その類型全般については、コーイング (H. Coing) のハンドブック第 1・2 巻に譲るとして、ここで問題となる単行論文 *Traktatus* と学位請求論文 *Dissertation* についてのみその系譜を辿ることにする。(法学文献類型系統図 12 頁参照)

a. *Tractatus*

この文献類型は、上記釈義手順の (3) の要約または総合の部分を独立させてまとめられた文献、すなわち総合 (*Summae*) を原型としている。これには、法秩序つまりローマ市民法大全によって構成される法論理の全体像を総括する全体総合 (*Gesamtsummen*)、例えば「章総合」 (*Summa titulorum*) と、個々の章で対象となっている問題について総合的叙述を行っているものすなわち「単行論的综合」 (*Summulae*) 等があるが、単行論文は、この後者の系統に連るもので、13 世紀後半には独立した法領域に関する包括的な叙述として出現している。例えばガンディーヌス (*Albertus Gandinus*) が「条例設問集」 *Quaestiones statutorum* と「犯罪論」 *Tractatus de maleficiis* といった特定の問題についての総合的叙述を行っているし、訴訟法の初めてのまとまった書物である「訴訟法鑑」 *Speculum iudiciale* がデュランティス (*Guilelmus Durantis*) によってまとめられている。こうした法域別の法学文献は、実務への法律学の関与が増大するにつれてその数を殖やし、バルトルス (*Bartolus*) やバルドス (*Baldus*) といった助言学派 (*Consiliatores*) は多くの単行論を書くが、部分的な原典の註解書 (*Commentaria*) と単行論との区別は内容的には困難な例も多くなる。そして 16 世紀にイタリア法学が西欧地域に普及してゆく過程で、印刷技術の革新も手伝って、著名な法学者の法学全集 (*Opera omnia*) と並んで特定の法領域に関する異った法学者達の単行論集が編集刊行され、*Tactatus de successionibus*, Coloniae 1590, さらに単行論の全集として *Tractatus tractatum* (17 vols.), Venetiis 1549 及び *Tractatus universi iuris* (29 vols.), Lugduni 1584 も出現する。そしてこの系譜は、人文主義の影響を受けた法学研究では、法学の体系的叙述例えば法学提要 *Institutiones* の人、物、訴訟の 3 部からなる法学体系を骨組みとする法学文献となっている。

b. *Dissertatio inauguralis*

この文献類型は釈義手順 8 の *objicio* から生れる。すなわち法文に関連する設問について異論を提示しておき、これに対して区別 (*distinctio*)、拡張 (*amplificatio*)、限定 (*limitatio*) といった論理的技巧を駆使して、反論して結論を導くという討論形式 (*disputatio*) に由来するもので、この *disputatio* はすでに 12 世紀中葉の註釈学派 (*glossatores*) のブルガールス (*Bulgarus*) の時代から認めることが出来るが、それは設問集 (*Quaestiones*)、討論集 (*Disputationes*) といった文献類型を生み出してゆく。*Dissertation* も異論に対する反論という討論形式を踏襲している点でこれらの文献類型の系列に属するものとされるが、*dissertationes inaugurales* すなわち学位請求のための討論報告書という名称から、これらが法科大学における学位取得試験に関連していることは明らかであって、他の諸々の法学文献が、高名な法律家や大学教授による原典釈義に関する論述を収録したものであり、それら自体が、権威書 (*Books of authority*) として実質上の法源としての意味さえ獲得する可能性があったことを考えると、学位請求論文は極めて特殊な法学文献の類型といわねばならない。中世大学における法律学の学位として実質的に重要なのは教授資格 (*licentia docendi*) の取得であって、そのための試験では法学について知識のみならず、講義能力が口述試験によって験された。5・6 年間ローマ法または教会法の釈義講義を受講した請求者は、ある博士に受験を申し出、その博士は個人的な試験をした後に請求者の推薦者 (*praeses*) として博士グループ (*collegium doctorum*) に通告し、この博士グループの前で、当日の早朝指定された原典法文について釈義の講義を行い、その後に関連問題についての博士達の質問に答える。可否は博士達の投票で決せられる。そして合

格者には教授資格が授与され、得業士 (Licentiat) が誕生する。しかし当時社会的に重要な意味を有したのは博士の学位であった。教授団のうちの博士グループのメンバーのみが学位請求者の推薦権を有していたし、博士とくにローマ法と教会法の二つの博士 (doctor utriusque iuris) であることは、高い社会的地位を約束するものであった。しかしながら博士の試験は、要点は得業士の場合と同じであるが、コーイングによると多分に儀礼的であり、それ故に費用の嵩むものであったという。それはともかく請求者は指定された論点について、博士グループの前で講義を行い、そして博士達から提示された質問や異論に対して自説を展開し、これを防禦するための討論を行う。これらは 16 世紀中頃まではすべて口頭で行われてきた。この伝統はとくにカトリック系の大学ではかなり後まで維持されてゆく。しかしながら、16 世紀後半以降、神聖ローマ帝国にかつて属していた地域のうち、ドイツ語圏ともいえるオランダ、ドイツ (シュトラスブルを含む)、スイス (とくにバーゼル) で、この Disputation の部分、すなわち推薦教授から提示されたある法学上の問題に関する学説を原典や法学文献を引用することによって擁護することが、文章化され exercitatio あるいは dissertatio という名称で提出される慣行が普及してゆき、17 世紀に入ると、特定の学説の論証とか特定の課題に対する解答とかの区別もなくなり、叙述の形式は非常に自由なものになってゆく。その草稿は推薦教授 (Praeses, Auctor) の名でしばしば公刊されるようになるが、学位請求者=報告者 (Respondent) の名も大方付記されるが、後に報告者自身によってあらためて刊行された場合もある。推薦教授は、報告者達に一定のテーマ例えば学説類集の章に則した一連の報告を課した場合もあり、Dissertation による註解シリーズ (Kettenkommentar) が編集され、それが一つの標題を付してあたかも教授自身の著作の形で出版された例も少なくない。例えば S. Stryk, Specimen usus moderni Pandectarum, 1645-1649 は publicis Disputationibus と副題に記してあり、学説類集のシステムに添いながら当時のドイツ化されたローマ法解釈 =usus modernus Pandectarum (ローマ法の現代的慣用) を最終巻まで行っている。このようにまとまった著作の形式をとらない独立した学位請求論文の数もまた極めて多数に上っており、当時の著名な法学教授は 200~300 程度の論文を指導している。例えばシュテインチング Stintzing は W. A. Lauterbach 111, G. A. Struve 150 位, P. Müller 230, S. Stryk 300 以上といった数字を挙げているが、今後の研究の進展とともにこの数字は恐らく相当上向きに修正される可能性がある。こうした論文は、当時つまり継受されたローマ法のドイツへの同化・定着の時代における、アクチュアルな法律問題を取扱っている関係から、法律家、裁判所、図書館が収集と保存を行ったため、かなりの膨大なコレクションが今日まで残されることになった。その総合カタログは未だ作られていないので、現状は把握し得ない。学位請求論文コレクションについては、現在の段階では、不確なことが多いが、それは、これらが従来の法史研究においては、殆ど対象とされてこなかったことに起因している。近世法史学研究の歴史が浅いこともさることながら、従来の法学史・法思想史研究においては、もっぱら著名な法学者の著作による個人としての思想・学説の解釈や分析によって得られた結果が、その時代の代表的なものあるいは注目に価するものとされてきた。したがってたとえ著名な教授を推薦者とする学位請求論文であろうとも、無名のドクトラントの報告であるということから、せいぜいその数の多さが、指導教授の影響力の一つの指標として利用される程度であった。ローマ法継受が進行しつつあった 16 世紀末までは、確かに法学文献は、少数のいわゆる有名学者のものに限られていたといつてよい。しかしながら 17 世紀に入ると、法学文献の種類が多様化するとともに、夥しい無名法学徒の手による学位請求論文群が出現する。それはローマ法の現代的慣用から理性法論の時代にまで続いてゆく。それは個々の権威的な法律書ではなく、マスとしての名もなき小冊子群であつ

て、法学文献タイプのなかで非常に特異な存在形態である。したがってその研究対象としての位置づけおよびその研究方法の選択にも、従来とは異った視点を必要とするのである。

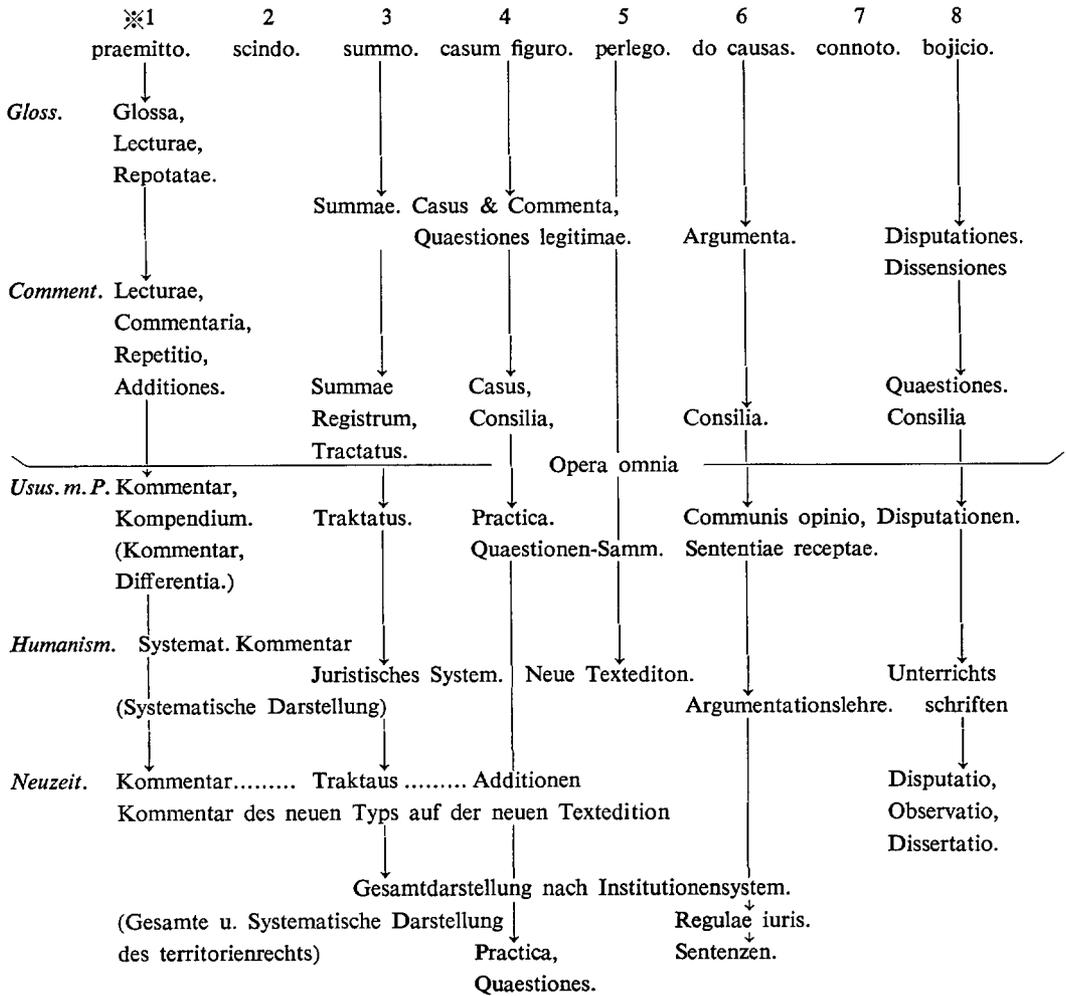
Dissertation コレクション研究の始動

西ドイツフランクフルトにあるマックスプランクヨーロッパ法史研究所 (Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte) は、1967年にコーイング教授を中心に設立され、法史学の新たな分野である近世ヨーロッパ法史研究の中心となっており、この15年間精力的に文献・資料の収集につとめているが、この研究所にも大規模な Dissertation のコレクション約70,000点が収集されている。この研究所の所員であるイタリア出身のラニエリ (F. Ranieri) がこのコレクションの分析という特別企画を担当しているが、その方法は、このコレクションを17~18世紀におけるドイツ地域における法学文献社会学 (Juristische Literatursoziologie) の素材としていることと、その分析手段としてコンピューターを利用している2つの点で、従来の法史研究には見られなかったものである。かつてフランスの社会学者は「文献を純粋な社会的事実、トータルな社会現象と見るべきこと」を説いたが、この考え方が文献社会学への道を拓き、とくにこの20年間にフランスのアンナール学派の人々によって、17~18世紀のアンシャンレジーム期における文献について、文献社会学的な分析がなされ、その成果が公にされている。ラニエリは例えば F. Furet, *Livre et société dans la France du XVII^e siècle*, I(1965), II(1970). H. J. Martin, *Livre pouvoir et société à Paris au XVII^e siècle (1598-1701)*, I-II (1969). R. Estivals, *La statistique bibliographique de la France au XVIII^e siècle*, (1965) を挙げている。当然このような包括的、総合的な研究においては計量的・統計的な処理が不可欠であり、コンピューターを導入することによって、処理作業が非常に能率化されることが容易に想像できる。こうしたいわば計量史学 (Quantative Geschichtsforschung) ともいべき方法による文献史研究は、ドイツでも19世紀末にツァルンケ (F. Zarncke) によってライプツヒの書籍見本市のカタログについて試みられている。それによると法学文献は18世紀中頃までは全書籍の10%前後であり、その後や、低減傾向をみせるが、神学書は18世紀初頭までは50~40%という高率を維持し、以後19世紀に向って漸減し、世紀末には10%を割るという興味深い事実が明らかになる。このような計量史的方法を前提とし、採取すべきデータの項目を細分化しかつ緻密なものにすることが可能であれば、Dissertation のコレクションを用いて、17~18世紀におけるドイツの法的な現実の一端を従来とは異った視角から把握することが可能となる。ラニエリが18世紀前半についての Disputation 300点程を分析した結果、そのテーマは親族・相続法に関するもの20%を超えて最も多く、次いで裁判権・訴訟法に関するものが15%程度であることが示されている。ラニエリは、現在とりあえず6,000点程度の分析を終了し、近々その結果も公刊されることになっている。そこで問題となるのは、Dissertation から如何なるデータを取り出すべきかという点である。まず第一段階では、タイトルページのみを素材とすることから始めなければならない。通常ここには、推薦教授 (Praeses) 名、大学、報告者 (Respondent) 名、出版地、出版元、出版年、と表題が印刷されているが、場合によっては版次があることもあるし、さらに報告年月等を序文から知ることができよう。これらのデータの収集は機械的になしうるが、さらに進んで、報告者について、出身地や身分等を知ることが、大学学籍簿 (Matrikel) を検索することによって可能となる。恐らく最も重要で誰しも知りたがる論文のテーマについては、タイトルそのものを書き移すとともに、網羅的なテーマ分類表の用意が必要とも考えられるが、表題中の重要な語を取出しておき、コンピューターによる自動的 분류に委ねるのが正確な分析に資するこ

とになろう。いずれにしても、このコレクションは膨大なものであり、コンピューター処理は必須といわざるを得ない。したがって、その分析に際しては、他の研究機関との提携もまた必要となろう。幸にして日本においても中央大学にローシュトックのコレクションを中心としたものが所蔵されており、またマックスプランク研究所とのコンタクトを取ることも可能である。したがって国際的に通用する方法によってデータを採取しておくことは、17～18世紀における法学文献社会学の進展に是非とも必要であると考えられるのであり、適当な専門家によってそれが実行されれば、学界に大きな寄与をなすことになる。

通常この古典資料センターが購入したコレクションの紹介は、その内容を相当程度詳しく叙述し、その学問上の位置づけを行うものである。しかしながらこのコレクションの具体的な内容について述べることは現段階では残念ながら不可能である。それはこのコレクションの独特の性格と計量史的分析のための手段が本学では完備されていないという事情による。一応、購入段階の説明書によると、このコレクションは機械的に、次のように分類されている。1. 推薦教授ごとに整理された11,928点(398巻)、2. 大学ごとに整理された2,547点(86巻)、3. 刑事法学に関するもの476点(15巻)、4. 著者名で整理された単行論文487点(32巻)、5. その他未整理のもの2,235点(85巻)。このコレクションの名称は、16-18世紀……となっているが、16世紀に出版されたものは、筆者がみた限り極めて僅かであるし、点数についても、ある程度の重複がみられるので、総点数が少なくなる可能性がある。このコレクションの分析は開始されたばかりであり、具体的内容構成についてはなんともいえないが、ラニエリのフランクフルトのコレクションの一部6,000点の分析結果をみると、その内容は極めて多岐にわたっており、それは法哲学、法史学に始って、私法とくに民法に関するものが圧倒的に多く、刑法・公法は比較的少ないという結果が出ている。もっともこれをもって本学のコレクションの中味を推測することは危険であろう。このコレクションについての分析がある程度進捗した段階で再度本誌で報告をするつもりである。それは17～18世紀ドイツについての法学文献社会学による報告としての意味をもつことになろうが、こうした豊富な素材を処理して得た結果をどう法史的に評価するかという最も重要な課題が法史学研究者に残されることになる。

法学文献類型



- ※1. =Praemissio, connexarum materiarum, distinctio. 2. =Partitio, legis divisio.
 3. =Bildung der Summa legis. 4. =Casus fictio. 5. =Lectio, correctio.
 6. =Begründung. 7. =Notabilium collectio, pro. 8. =Objectiones, contra & solutio.

参 照 文 献

- R. Stintzing, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, 2. Abt., 1884, S. 26f.
- A. Söllner, Die Literatur zum gemeinen und partikularen Recht in Deutschland, Österreich, den Niederlanden und der Schweiz: H. Coing, Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Rechtsgeschichte II/1, 1977 S. 575 f.
- K. H. Burmeister, Das Studium der Rechte, 1974, S. 263 f.
- F. Ranieri, Juristische Literatur aus dem Ancien Régime und historische Literatursoziologie: Festgabe für Helmut Coing zum 70. Geburtstag, 1982, S. 293 f.
- ders., Juristische Dissertationen deutscher Universitäten 17.-18. Jahrhundert, 1985.

関 連 文 献

- E. Horn, Die Disputationen und Promotionen an den Deutschen Universitäten vornehmlich seit dem 16. Jahrhundert. (Beiheft zum Centralblatt für Bibliothekswesen) Leipzig 1893, ND Wiesbaden 1968.
- C. S. Köhler, Die Autorschaft und Katalogisierung der akademischen Dissertationen: Neuer Anzeiger für Bibliographie und Bibliothekswissenschaft (1886).
- G. Schubart-Fikentscher, Eine Beitrag zum Usus Modernus Pandectraum insbesondere nach den Dissertationen von Samuel Stryk und Christian Thomasius um die Wende vom 17. zum 18. Jahrhundert: Eranion in honorem G. Maridakis, Athenis 1963.
- Dieselbe, Untersuchungen zur Autorschaft von Dissertationen im Zeitalter der Aufklärung (Sitzungsberichte der sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig, Phil.-historische Klasse, Bd. 114, H.5) Berlin 1970.
- H. Schüling, Dissertationen und Habilitationenschriften der Universität Gießen im 18. Jahrhundert, Gießen 1976.
- W. Kundert, Einleitung zum Katalog der Basler juristischen Disputationen 1558-1818 (ed. K. Mommsen), Frankfurt 1978
(一橋大学法学部教授)